

## 「第7回 旭川流域懇談会」を開催します！

1. 旭川流域懇談会は、旭川河川整備計画（直轄管理区間）の策定にあたり、設置する予定の委員会にさきがけ、旭川に関する諸情報の共有化及び関係住民と河川整備の現状と課題についての認識を深めることを目的として、国土交通省岡山河川事務所長が設置したものです。
2. 懇談会設立趣旨・規約：【別紙－1参照】
3. 開催経過：第1回（H15.3.11）、第2回（H15.7.24）、第3回（H16.2.5）  
第4回（H16.11.26）、第5回（H17.3.3）、第6回（H18.2.7）

本懇談会の経過については、当事務所ホームページ（<http://www.okakawa-mlit.go.jp>）にて公開しております。



第6回旭川流域懇談会 開催状況

### 記

- 場所：ピュアリティまきび 3階 飛鳥  
岡山市下石井 2-6-41 TEL:086-232-0511
- 日時：平成19年3月16日（金） 10:00～12:00
- 内容：協議会活動等の報告、旭川流域の特徴等について議論します。

### お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

TEL (086) 223-5101 (代)

URL <http://www.okakawa-mlit.go.jp>

副所長 宮崎 貢 (内線 205)

調査設計課長 上橋 昇 (内線 351)

## 「旭川流域懇談会」

### 設立趣旨

平成９年に河川法改正の趣旨に則り、旭川水系の河川整備基本方針（河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、基本高水・計画高水流量等）及び河川整備計画（河川整備の目標と河川工事、河川の維持の内容等）の策定準備を進めているところです。

現在、河川整備計画の策定にあたり、同整備計画の原案及び関係住民意見の反映について審議を行う「旭川流域委員会」を設置するため、「旭川流域委員会準備会」を設置し、その準備を行って来たところです。

しかし、河川整備基本方針については、河川管理者において作成を進めているところですが、社会資本整備審議会（河川分科会）による決定・公表まで今しばらく時間を要する状況となりました。

このため、「旭川流域委員会」設置までの間、旭川に関する諸情報の共有化及び関係住民と河川整備の現状と課題についての認識を深めるため、「旭川流域懇談会」を国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長の委嘱により設置するものです。

## 「旭川流域懇談会」規約

### (名 称)

第1条 本会は、「旭川流域懇談会」（以下「懇談会」という。）と称す。

### (目 的)

第2条 懇談会は、旭川河川整備計画【直轄管理区間】の策定にあたり、「旭川流域委員会」設置までの間、旭川に関する諸情報の共有化及び関係住民と河川整備の現状と課題についての認識を深めることを目的として、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

### (組 織)

- 第3条 懇談会は、座長及び委員をもって組織する。委員の委嘱は事務所長が行う。
2. 委員は、旭川流域委員会準備会委員（別表-1）で構成する。なお、必要に応じて懇談会委員の総意に基づき、事務所長へ委員の追加を要請することができる。
  3. 委員の任期は、旭川流域委員会準備会の再開までとする。
  4. 座長は、委員の互選によって決定する。
  5. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### (議事等)

- 第4条 懇談会は座長が召集する。
2. 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。
  3. 懇談会の意思決定は、出席委員の過半数を持って行うものとするが、少数意見が有る場合には必要に応じてこれを付するものとする。
  4. 懇談会は、専門的な事項を審議する必要がある場合には、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。
  5. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。
  6. 懇談会は、部会を設置する場合は部会委員や部会運営方針を別に定める。
  7. 懇談会は、別途設置される部会等の委員の兼務を認める。

### (情報公開)

- 第5条 懇談会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。
2. 河川管理者は前項で定めた内容について積極的に情報公開に努める。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所調査設計課に置く。

2. 事務局は、懇談会の指示に基づき以下の事務を行う。

- ・会議資料（案）の作成
- ・議事録（案）の作成
- ・会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成
- ・その他

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(附 則)

この規約は、平成15年 3月11日より施行する。

平成 15 年 7 月 24 日 一部改正

「旭川流域懇談会委員」

氏名(敬称略、50音順)	専門分野	所 属	備 考
宇佐美 英 司	法 律	弁護士	
内 田 和 子	地理・防災	岡山大学 文学部 教授	職務代行者
佐 藤 國 康	生 物	川崎医科大学 特任教授	
田 中 収 一	マスコミ	山陽新聞社 論説委員	
谷 口 守	都市計画	岡山大学 環境理工学部 教授	
名 合 宏 之	河川工学	岡山大学 名誉教授	座 長
久 野 修 義	人文・歴史	岡山大学 文学部 教授	
計 7 名			